

長岡市非固定式ごみステーション施設（ごみ収納枠）指定取扱店業務仕様書

1 指定取扱店の業務

- (1) 町内会等から非固定式ごみステーション施設及びその部品（既存の非固定式ごみステーション施設の修繕に必要な専用の部品を含む。）（以下「ごみ収納枠」という。）の申込みがあったとき、長岡市の納入依頼に基づき、指定取扱店は速やかに指定する場所に配達する。
- (2) 指定取扱店は、長岡市ごみステーション施設整備事業補助金の交付決定を受けた者から委任された補助金の請求手続きを長岡市へ適正に処理する。
- (3) 長岡市及び町内会等からごみ収納枠の使用及び維持管理の方法について質問があったときは、指定取扱店は、責任を持った対応及び指導を行う。

2 ごみ収納枠の規格等

折りたたみ式で移動が容易であり、極力軽量なもの、かつ、ごみ入れやごみ収集作業時に、構造上による怪我や破袋等の恐れがなく、カラス等の攻撃に耐え得るもの

3 納入場所

長岡市の納入依頼に基づき指定する場所

- (1) 長岡地域にあっては、交付決定を受けた者が指定する場所
- (2) 長岡地域以外の地域にあっては、長岡市支所設置条例（平成 17 年長岡市条例第 2 号）に規定する支所

4 業務の流れ

- (1) 長岡市から「納入依頼票兼納入報告書」を指定取扱店にファックス又は手渡しにより注文する。（4・5月は毎週木曜日予定、その他の月は月2回予定。）
- (2) 指定取扱店は、「納入依頼票兼納入報告書」により、指定の納入場所へ配達する。このとき、代金の半額を集金し、「領収書」を渡す。
- (3) 交付決定を受けた者から渡された「実績報告書兼委任状」と「納入依頼票兼納入報告書」を環境業務課へ持参する。
- (4) 長岡市は、代金の半額（長岡市ごみステーション施設整備事業補助金の交付決定額）を1か月分をまとめて指定取扱店の口座に振り込む。
- (5) 指定取扱店は、領収の確認をする。

5 指定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで。

6 その他

上記に定めのない事項については、長岡市と指定取扱店との協議により決定する。